

令和2年度 第2回 朝霞市社会教育委員会議 次第

日 時 令和2年11月17日(火)

午後2時から

場 所 朝霞市民会館 201会議室

1 開 会

2 あいさつ

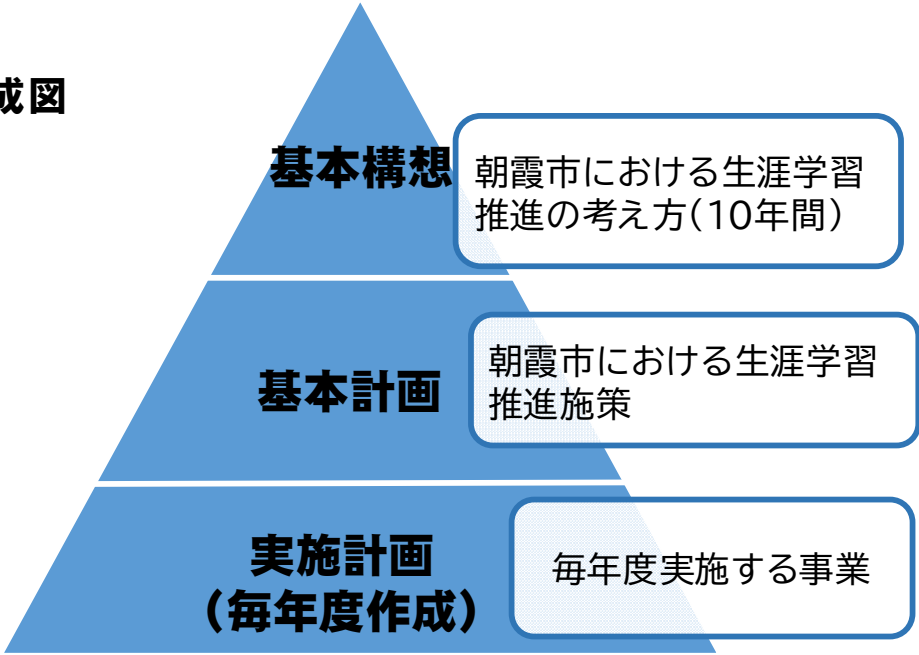
3 議 事

- (1) 第3次朝霞市生涯学習計画(後期期間)の策定について
- (2) 2023年(令和5年)1月に開催する成人式について
- (3) その他

4 閉 会

第3次朝霞市生涯学習計画（平成29年度～平成38年度）における、後期期間の推進の方向性について

◆計画の構成図



- ・第3次朝霞市生涯学習計画は生涯学習の長期ビジョンを示す「基本構想」(朝霞市における生涯学習推進の考え方)及び、基本構想に基づき取り組むべき施策を示す「基本計画」(朝霞市における生涯学習推進施策)により構成。
- ・毎年度実施する事業は「実施計画」に基づき行う。
- ・「実施計画」は、基本構想・基本計画を踏まえて毎年度策定する。

◆計画の期間

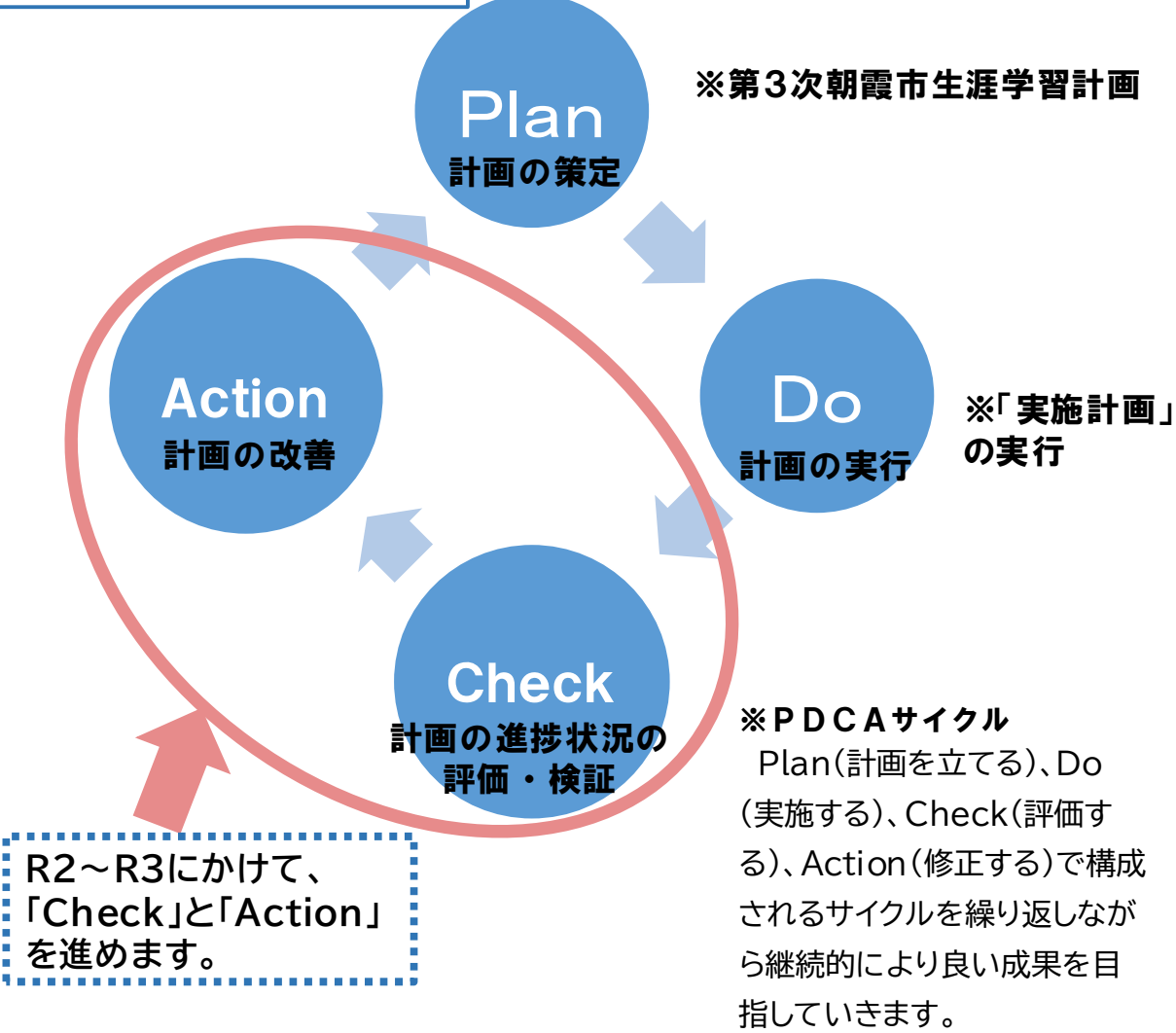
年度	年号	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想	H29～R3年度までの前期5年間 見直し R4～R8年度までの後期5年間										
基本計画	毎年度見直し										
実施計画	毎年度見直し										

- ・基本構想の計画期間は10年間
- ・R3年度に、平成29年度～R3年度の5年間の成果や課題を確認し、**必要に応じて見直す。**
- ・R4年度から、**後期期間スタート**

前期計画の見直し方針（案）について

前期計画の見直しについては、第3次朝霞市生涯学習計画で設定した「PDCAサイクル※」の考え方に基づき、「Check(計画の進捗状況の評価・検証)」と「Action(計画の改善)」を進めます。

◆PDCAサイクル※のイメージ



- ・第3次朝霞市生涯学習計画は平成29年度～平成38年度の10年間の計画期間としており、令和3年度末には計画から5年をむかえ、計画の前期期間が終了することとなります。
- ・前期5年が経過するにあたり、これまでの進捗状況の確認を行い、令和4年度から令和8年度までの後期5年間において、計画の基本理念である、「一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまち あさか」の実現に向けて、さらなる生涯学習の推進につなげたいと考え、前期計画からの見直しを行います。

◆Check（計画の進捗状況の評価・検証）

【具体策1】 現状の確認と整理

- 平成29年度（第3次計画の初年度）～令和3年度までの5年間の施策の現状及び進捗状況を確認します。

【具体策2】 市民ニーズの確認①

- 第3次計画策定時に行った基礎調査（市民アンケート・懇談会）の結果を再度確認し、前期期間中の取組内容と比較・検証します。

【具体策3】 市民ニーズの確認②

- 令和元年度に実施された第5次総合計画の生涯学習分野の市民懇談会でいただいたご意見や視点を確認します。

実施計画における生涯学習推進のための主要な取組をピックアップし、前期5年間の生涯学習計画の進捗状況を確認し、後期期間のさらなる推進につなげます。

また、市民の皆様のニーズと、前期期間中の実施計画の取組状況を比較・検証し、計画の後期期間(令和4年度～令和8年度)に、さらに市民の皆様のご意見や視点を生かした内容で進められるよう見直しを図ります。

◆Action（計画の改善）

計画の見直し

- 生涯学習推進計画と、趣旨の異なる事業が混在しているため、「5つの大柱」のいずれにも該当していない事業等について整理します。

目標・指標の再確認

- 残った事業の「目標」及び「指標」が本来の推進計画に見合った内容となっているのか再度確認します。

後期計画の実施

- これらのことにより、基本理念の実現にむけて、計画の後期期間(令和4年度～令和8年度)において、第3次朝霞市生涯学習施策の更なる推進体制を構築します。

【計画の基本理念】

一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまち あさか

施策の体系【体系図】

大柱	小柱	主な取組
1 新たな学びの“きっかけ”を提供します！	(1)生涯学習情報の充実	1)生涯学習情報の発信
	(2)相談体制の充実	1)学習相談の充実
	(3)生涯学習のきっかけづくり	1)生涯学習をはじめたい人への支援
2 使いやすい学びの“場”を提供します！	(1)生涯学習推進拠点の充実	1)公民館の充実
		2)図書館の充実
		3)博物館の充実
		4)スポーツ施設の充実
		5)学校施設の活用
		6)その他の公共施設の活用
	(2)学びの場を広げる	1)民間施設との連携
3 多様な学びの“メニュー”を提供します！	(1)ともに生きる社会づくりに向けた学び	1)共生社会に向けた教育の支援
		2)国際理解に向けた学習の支援
		3)安心・安全な暮らしと環境を守る学習活動の推進
		4)朝霞の緑を守る環境学習の推進
	(2)健やかで心豊かな人生のための学び	1)生涯スポーツ活動・健康づくりの推進
		2)芸術と文化の香りあふれるまちづくりに向けた学習の支援
	(3)ライフステージに応じた学び	1)家庭教育の充実
		2)青少年の育成
		3)高齢社会に対応した学習活動の推進
4)多世代にわたる交流・学習機会の提供		
		5)学校教育と社会教育の連携
		6)キャリアアップやスキルアップに関する学習の支援
4 市民の学びの“主体性”を支えます！	(1)学習活動の評価	1)学習活動の成果の発表とその機会の充実
	(2)人材・団体の育成	1)指導者の育成 2)市民主体の学習を支援
5 市民とともに学びを“協働”で推進します！	(1)生涯学習推進体制の充実	1)推進体制の充実
		2)実施計画の策定

成年年齢引き下げに係る成人式開催に関するアンケート結果について

アンケート回収率

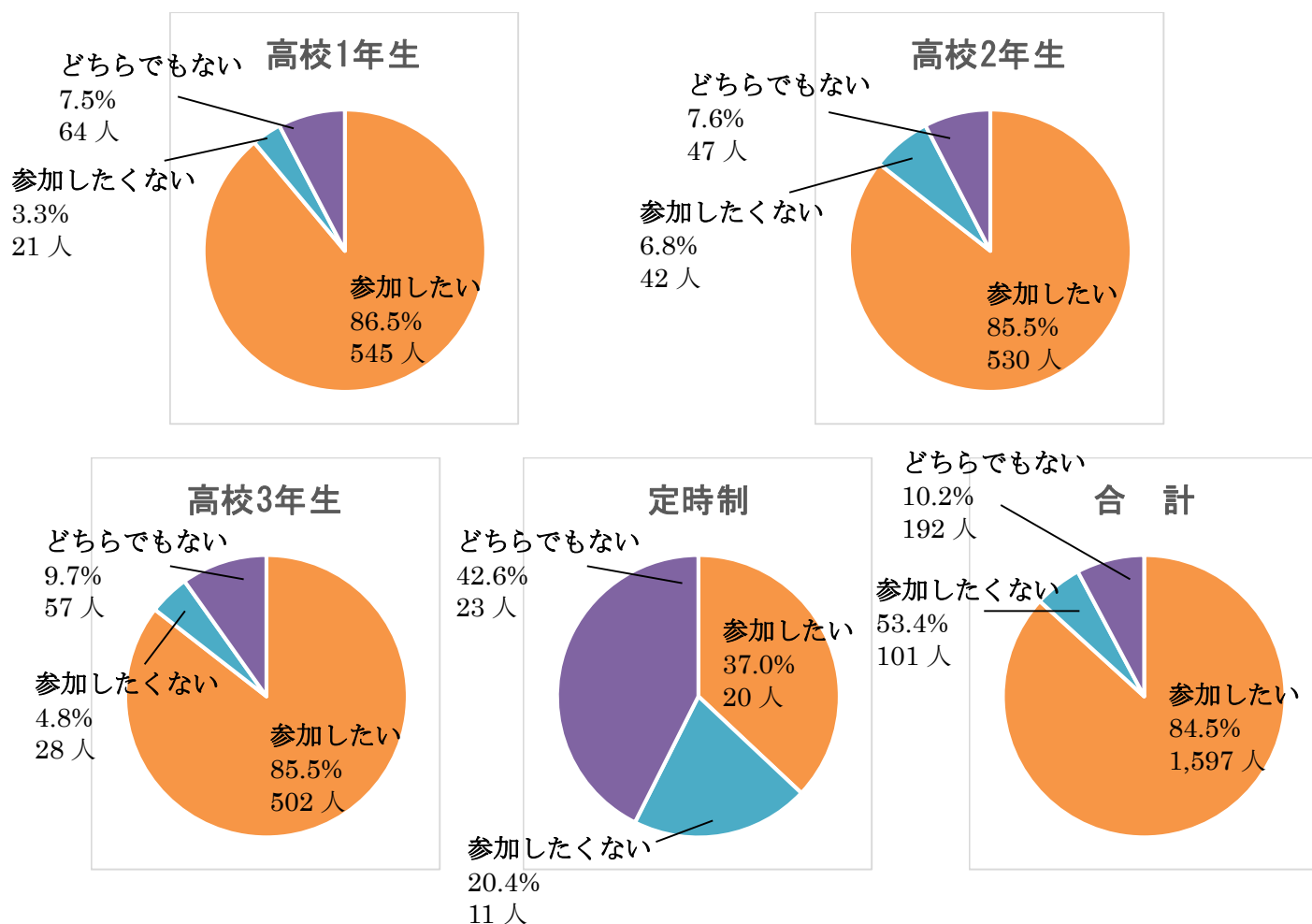
高校別	生徒数	回収数	回収率
朝霞高校	1, 0 1 9人	9 5 6枚	9 3. 5%
朝霞西高校	9 4 9人	9 3 7枚	9 8. 7%
合 計	1, 9 6 8人	1, 8 9 3枚	9 6. 0%

学年別	生徒数	回収数	回収率
高校1年生	6 3 8人	6 3 0枚	9 8. 7%
高校2年生	6 2 8人	6 2 0枚	9 8. 7%
高校3年生	6 3 0人	5 8 9枚	9 3. 5%
定時制	7 2人	5 4枚	7 5. 0%
合 計	1, 9 6 8人	1, 8 9 3枚	9 6. 0%

1. あなたは成人式に参加したいですか。

選択肢： 参加したい ・ 参加したくない ・ どちらでもない

[集計結果]



1-1. 参加したい→その理由は？(複数回答可)

選択肢： ①生涯に一度だけだから

②友人に会えるから

③保護者やお世話になった方に成長した姿を見せたいから

[集計結果]

	①	②	③
高校1年生	389人 (39.0%)	415人 (41.6%)	193人 (19.4%)
高校2年生	408人 (42.7%)	399人 (41.7%)	149人 (15.6%)
高校3年生	380人 (43.0%)	360人 (41.0%)	144人 (16.3%)
定時制	13人 (39.4%)	12人 (36.4%)	8人 (24.2%)
合計	1,190人 (41.5%)	1,186人 (41.3%)	494人 (17.2%)

1-2. 参加したくない→その理由は？(複数回答可)

選択肢：①参加しなくても特に支障がないから

②友人等に会う機会は別にあるから

③仕事や学業で忙しいと思うから

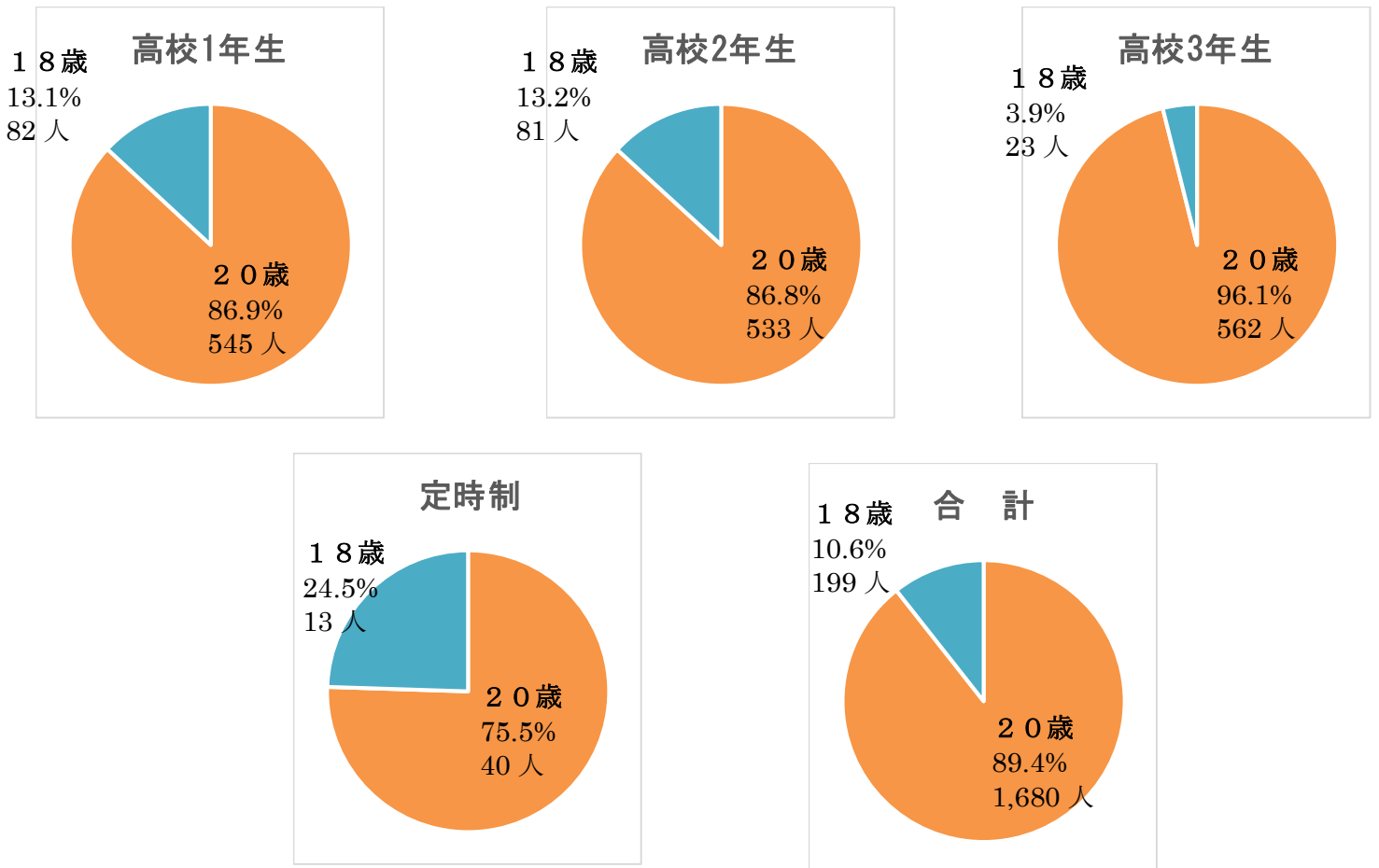
[集計結果]

	①	②	③
高校1年生	19人 (65.5%)	7人 (24.1%)	3人 (10.3%)
高校2年生	38人 (76.0%)	8人 (16.0%)	4人 (8.0%)
高校3年生	23人 (56.1%)	9人 (22.0%)	9人 (22.0%)
定時制	9人 (81.8%)	0人 (0.0%)	2人 (18.2%)
合計	89人 (67.9%)	24人 (18.3%)	18人 (13.7%)

2. 成年年齢が18歳に引き下げられる年の成人式の対象は、何歳が良いですか？

選択肢： 20歳が良い ・ 18歳が良い

[集計結果]



2-1. 20歳が良い→その理由は？(複数回答可)

選択肢：① 18歳は受験や就職の準備と重なる時期だから

② 18歳だと成人になった自覚が持てないから

[集計結果]

	①	②
高校1年生	365人 (52.7%)	328人 (47.3%)
高校2年生	346人 (53.1%)	305人 (46.9%)
高校3年生	387人 (55.8%)	307人 (44.2%)
定時制	12人 (31.6%)	26人 (68.4%)
合計	1,110人 (53.5%)	966人 (46.5%)

2-2. 18歳が良い→その理由は？(複数回答可)

選択肢：①引き下げられた成年年齢の18歳がふさわしいから

②成年年齢と成人式の対象年齢が違くと混乱するから

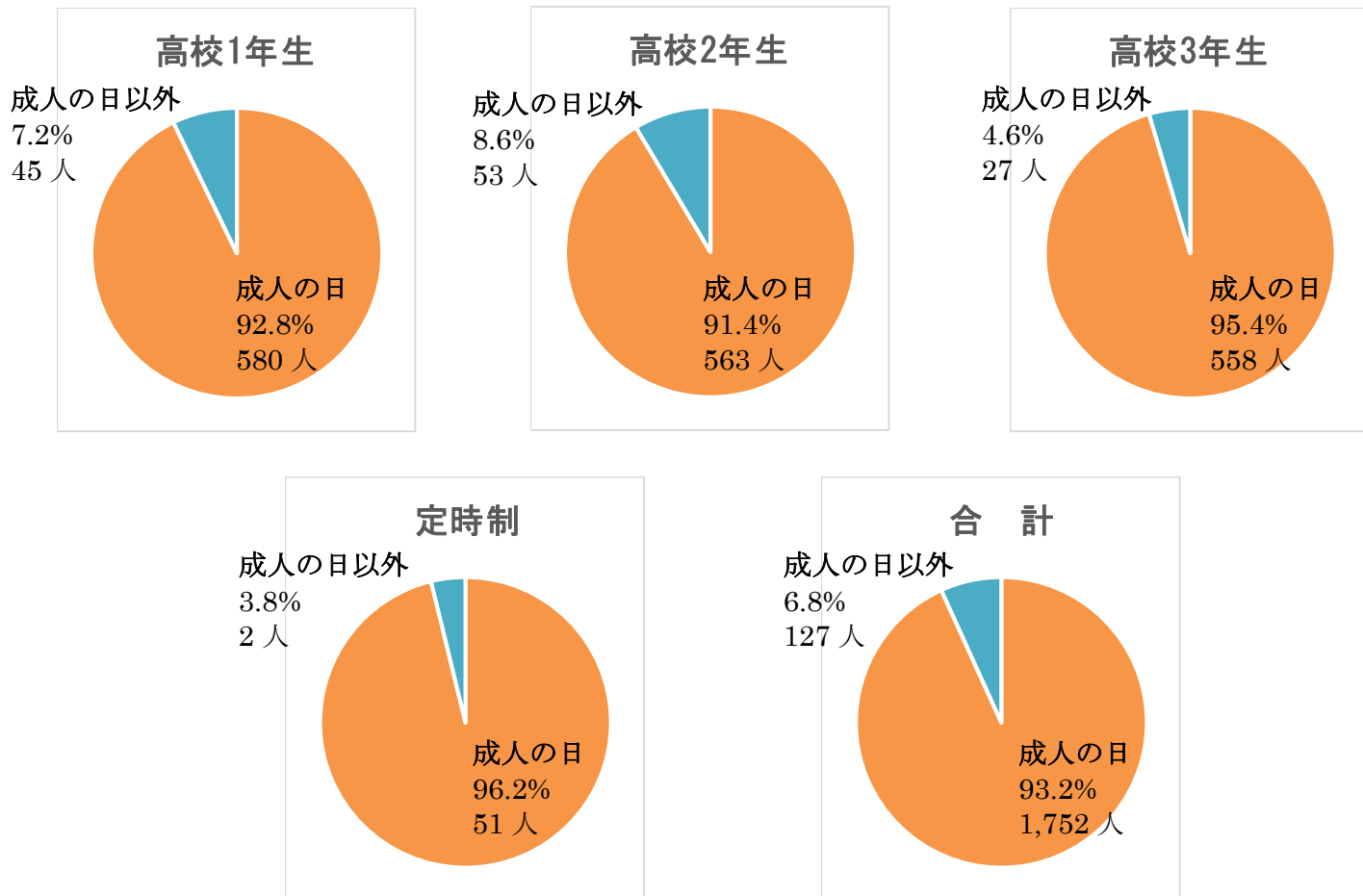
③18歳でも成人になったと自覚できると思うから

[集計結果]

	①	②	③
高校1年生	17人 (19.1%)	42人 (47.2%)	30人 (33.7%)
高校2年生	33人 (32.0%)	42人 (40.8%)	28人 (27.2%)
高校3年生	7人 (26.9%)	15人 (57.7%)	4人 (15.4%)
定時制	6人 (40.0%)	3人 (20.0%)	6人 (40.0%)
合計	63人 (27.0%)	102人 (43.8%)	68人 (29.2%)

3. 成人式はいつ開催するのが良いですか？

選択肢： 成人の日 ・ 成人の日以外



3-1. 成人の日以外→どの時期？(複数回答可)

選択肢：①ゴールデンウィーク期間中

②お盆の時期

③12月頃

④その他

[集計結果]

	①	②	③	④
高校1年生	20人 (46.5%)	2人 (3.8%)	7人 (16.3%)	14人 (32.6%)
高校2年生	17人 (32.1%)	3人 (5.7%)	13人 (24.5%)	20人 (37.7%)
高校3年生	10人 (45.5%)	3人 (13.6%)	4人 (18.2%)	5人 (22.7%)
定時制	1人 (100%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)

県内の各市における令和4年度(2022年度)以降の成人式対象年齢調査一覧

資料2-2

	自治体名	20歳人口 (1月1日)	HPでの 公表	対象年齢	式典の名称	備 考
1	さいたま市	13,491人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)アンケート/市民意識調査/成人式検討委員会
2	川越市	3,741人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
3	熊谷市	1,904人	○	現行どおり20歳		
4	川口市	6,149人	○	現行どおり20歳		(市長決裁済)
5	行田市	764人	○	現行どおり20歳		(市長決裁済)
6	秩父市	563人	○	現行どおり20歳	あらためて検討	
7	所沢市	3,452人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
8	飯能市	816人	×	現行どおり20歳	今後検討	(今後決裁予定)
9	加須市	1,017人	○	現行どおり20歳	二十歳の集い	(市長決裁済)
10	本庄市	805人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)／アンケート
11	東松山市	899人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
12	春日部市	2,215人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
13	狭山市	1,404人	○	現行どおり20歳	今後検討	
14	羽生市	556人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
15	鴻巣市	1,118人	○	現行どおり20歳	二十歳のつどい	(市長決裁済)
16	深谷市	1,428人	○	現行どおり20歳		
17	上尾市	2,314人	×	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
18	草加市	2,712人	○	現行どおり20歳	二十歳のつどい	(市長決裁済)
19	越谷市	3,509人	○	現行どおり20歳		
20	蕨市	784人	○	現行どおり20歳		(市長決裁済)
21	戸田市	1,562人	○	現行どおり20歳		(市長決裁済)
22	入間市	1,449人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
23	朝霞市	1,511人	×	—	—	
24	志木市	748人	×	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
25	和光市	873人	×	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
26	新座市	1,592人	×	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
27	桶川市	731人	○	現行どおり20歳		(市長決裁済)
28	久喜市	1,364人	○	現行どおり20歳		社会教育委員委員長の提言
29	北本市	628人	○	現行どおり20歳	今後検討	
30	八潮市	859人	○	現行どおり20歳		
31	富士見市	1,176人	×	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
32	三郷市	1,200人	○	現行どおり20歳		(市長決裁済)
33	蓮田市	547人	×	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)／アンケート
34	坂戸市	1,118人	×	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
35	幸手市	463人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
36	鶴ヶ島市	714人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
37	日高市	495人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
38	吉川市	756人	○	現行どおり20歳		
39	ふじみ野市	1,255人	○	現行どおり20歳	今後検討	(市長決裁済)
40	白岡市	509人	×	現行どおり20歳	二十歳のつどい	(市長決裁済)

【注】民法改正により令和4年(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることを受け、令和4年度(令和5年1月実施)以降の成人式の対象年齢を検討する必要がある。

社会教育法 抜粋

発令 : 昭和 24 年 6 月 10 日号外法律第 207 号
最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日号外法律第 5 号

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

発令 :平成 23 年 12 月 1 日文部科学省令第 42 号
最終改正:平成 25 年 9 月 10 日文部科学省令第 25 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の一部の施行に伴い、及び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第二条 法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則[平成二五年九月一〇日文部科学省令第二五号]

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

朝霞市社会教育委員設置条例

発令 : 昭和 30 年 4 月 1 日 条例第 7 号
最終改正: 平成 26 年 3 月 31 日 条例第 1 号

第1条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条に基づき、朝霞市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから朝霞市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

3 委員の欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 27 年 条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 6 月 23 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 条例第 16 号)

この条例は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

朝霞市社会教育委員会議規則

発令 :平成 16 年 4 月 16 日教育委員会規則第 5 号
最終改正:平成 26 年 2 月 25 日教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、会議を主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、朝霞市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、生涯学習部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年教委規則第2号)

この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

朝霞市社会教育委員名簿

令和元年7月1日～令和3年6月30日

選出の区分	氏 名	職名又は所属	備 考
学校教育関係者	タカダ マサシ 高田 雅志	朝霞第八小学校長	
	スギヤマ イワオ 杉山 巖	朝霞第三中学校長	
	イシカワ カズヒロ 石川 一浩	県立朝霞西高等学校長	
社会教育関係者	フジタ ヨシコ 藤田 良子	文化協会副会長	
	カブラギ トシアキ 蕪木 利秋	体育協会理事長	
	カネコ ユキオ 金子 幸男	青少年育成市民会議副会長	
	クラタ ヒトミ 蔵田 ひと美	図書館利用者	
	ワタナベ トシオ 渡邊 俊夫	子ども会連合会会長	
	サイトウ ミツシ 齋藤 光司	人権教育推進協議会会長	
家庭教育向上活動者	タナベ トシアキ 田辺 敏晃	P T A 連合会会長	
学識経験者	フルカワ サトシ 古川 覚	東洋大学教授	
	キムラ ケイコ 木村 啓子	元尚美学園大学教授	
	オジマ マチコ 小島 真知子	元社会教育指導員	
	ノモト カズユキ 野本 一幸	市議会議員	
公募委員	ツツイ ナオアキ 筒井 直昭	公募市民	

朝霞市社会教育委員会会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 朝霞市社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、傍聴整理券の配布を受け、議長の許可を受けた上で、係員の指示に従い入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、傍聴整理券の配布順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、議長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 銃器その他危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 異様な服装をしている者
 - ④ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ⑤ 笛、ラッパ、太鼓等を持っている者
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることはできません。ただし、議長の許可を受けたときは、この限りではありません。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、議長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。